

由布市告示第63号

平成29年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年6月6日

由布市長 首藤 奉文

1 期 日 平成29年6月13日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	佐藤 郁夫君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	工藤 安雄君
生野 征平君	新井 一徳君
溝口 泰章君	

○応招しなかった議員

なし

平成29年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年6月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成29年6月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 平成28年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第8号 平成29年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第9号 平成28年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第10号 平成28年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第11号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第30号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第32号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第7号 平成28年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第8号 平成29年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第9号 平成28年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第10号 平成28年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第11号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第30号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第32号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 太田洋一郎君 | 2 番 野上 安一君 |
| 3 番 加藤 幸雄君 | 4 番 工藤 俊次君 |
| 5 番 鷺野 弘一君 | 6 番 廣末 英徳君 |
| 7 番 甲斐 裕一君 | 8 番 長谷川建策君 |

9番	小林華弥子君	10番	佐藤 郁夫君
11番	渕野けさ子君	12番	太田 正美君
13番	佐藤 人已君	14番	田中真理子君
15番	利光 直人君	16番	工藤 安雄君
17番	生野 征平君	18番	新井 一徳君
19番	溝口 泰章君		

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長	首藤 康志君	書記	一野 英実君
書記	小川 晃平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	相馬 尊重君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	奈須 千明君
財政課長	一尾 和史君	総合政策課長	漆間 尚人君
税務課参事	秦 正次郎君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長		田邊 祐次君	
会計管理者	佐藤 久生君	建設課長	大嶋 幹宏君
水道課長	大久保隆介君		
福祉事務所長兼福祉課長		佐藤 公教君	
子育て支援課長	馬見塚量治君	保険課長	佐藤 厚一君
商工観光課長	衛藤 浩文君		
挾間振興局長兼地域振興課長		森下 祐治君	
庄内振興局長兼地域振興課長		八川 英治君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		右田 英三君	
教育次長兼教育総務課長		板井 信彦君	
消防長	江藤 修一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（溝口 泰章君） 皆さんおはようございます。

これより、平成29年第2回由布市議会定例会を開会します。ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、鷺野弘一君、6番、廣末英徳君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの11日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの11日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しいただき報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。平成29年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。そして、熊本・大分地震から1年が経過いたしました。被災された皆様には、改めまして心からお見舞いを申し上げます。由布市として、一刻も早く安全で安心して生活できる環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

また、本定例会において提案いたすことにしております報告8件、承認3件、議案3件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い

願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしておりますが、御一読いただきますようお願いする次第であります。しかしながら、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして、詳細な報告を申し上げます。

まず、4月15日ですが、由布川児童クラブ完成披露式典に出席いたしました。本施設が今後由布市の未来を担う子どもたちの健全育成の場として、活発に利用されていくことを期待しております。また、本施設の整備に当たりましては、議員各位を初め、地元の方々の御理解、御協力をいただきましたことへ改めて感謝を申し上げます。

5月8日には、中津市で大分県市長会春季定例会が開催されました。九州市長会に提出する議案と大分県に対しての要望事項が決定されたところであります。

続く5月11、12日には、熊本県玉名市において、九州118市から114市の市町が一堂に会しまして、第120回九州市長会が開催され、基礎自治体が主体性を持って総合的に行政を担うことができるよう、都市財政の拡充強化、災害対応力の強化のための支援、施設整備事業費等に対する財政措置等につきまして、議案審議が行われました。

5月29日には、市内の防災パトロールを実施いたしました。危険と思われる7カ所の現地視察と検討会により、関係機関との情報共有を図りました。昨年発生した熊本・大分地震による影響や全国各地で局地的な集中豪雨による被害が毎年発生しております。今後の気象情報には十分注意いたしますとともに、警戒態勢には万全を期したいと考えております。

6月6日には全国市長会、第1分科会に出席し、地方行政に関する議案並びに重点要望事項について審議を行いました。

また、同日に開催されました日本クアオルト協議会総会では、日本型クアオルトに賛同された兵庫県多可町の新規加盟を含めた5項目の議案が議決されたところであります。

翌7日に開催された第87回全国市長会では、地方創生の推進、分権型社会の実現に関する決議や、都市税財源の充実強化に関する決意など、6件の議案が決議されました。

6月8日、9日、10日には、観光や物産を中心とした協力関係の検討と観光関係団体との友好を目的として、台湾の台中市を訪問いたしました。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、3月23日以降契約案件がございませんでした。

以上、報告をいたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、新井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） 皆さんおはようございます。由布大分環境衛生組合議長の新井です。由布大分環境衛生組合議会臨時会が、開催されましたので、その概要について下記のとおり報告をいたします。

平成29年第1回臨時会が6月2日午後2時10分から開催されました。

会期は、1日間でございます。出席議員数は8名全員であります。

審議結果でございますが、議案第3号監査委員の選任についてであります。事務局から監査委員の選任についての説明があり、採決の結果、全員の賛成により、議会選出の監査委員として、松下清高議員を選任することに同意しました。

以上で、平成29年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号3、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。請願者、由布市庄内町大龍1818番地、大分県教職員組合由布支部執行委員長、岩田正明。紹介議員、佐藤郁夫。

次に、陳情を読み上げます。受理番号3、件名、湯布院病院の温泉流水プールを、市民の健康増進・スポーツ施設としてオープンさせましょう。陳情者、由布市湯布院町川上〇〇〇〇〇〇、谷千鶴ほか1名。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいまの請願1件及び陳情1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第6号

日程第6. 報告第7号

日程第7. 報告第8号

日程第8. 報告第9号

日程第9. 報告第10号

日程第 1 0. 報告第 1 1 号

日程第 1 1. 報告第 1 2 号

日程第 1 2. 報告第 1 3 号

日程第 1 3. 承認第 1 号

日程第 1 4. 承認第 2 号

日程第 1 5. 承認第 3 号

日程第 1 6. 議案第 3 0 号

日程第 1 7. 議案第 3 1 号

日程第 1 8. 議案第 3 2 号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました日程第 5、報告第 6 号から日程第 1 2、報告第 1 3 号までの報告 8 件、日程第 1 3、承認第 1 号から日程第 1 5、承認第 3 号までの承認 3 件、日程第 1 6、議案第 3 0 号から日程第 1 8、議案第 3 2 号までの議案 3 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告 8 件、承認 3 件、議案 3 件でございます。

まず、報告第 6 号、専決処分の報告については、市営住宅駐輪場の管理瑕疵により、自家用車に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

報告第 7 号、平成 2 8 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が平成 2 9 年 5 月 1 2 日に開催され、平成 2 8 年度の事業報告並びに決算が議決され、5 月 1 9 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定により、書類の提出がありましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 8 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

報告第 8 号、平成 2 9 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、由布市土地開発公社理事会が 3 月 2 3 日に開催され、平成 2 9 年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3 月 3 1 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項の規定により、承認いたしましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 9 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

報告第 9 号、平成 2 8 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方創生事業や災害関連事業を含む 3 7 の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地

方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第10号、平成28年度由布市一般会計事故繰越し繰越し計算書については、金鱗湖木橋改修事業、岳本公民館トイレ改修事業、由布院温泉観光案内版整備事業について、それぞれ資材の在庫不足や用地手続処理の遅延、デザイン会議の不調等の理由により、年度内に完成できなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第11号、平成28年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、施設整備促進事業及び水道統合事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第12号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告いたします。

報告第13号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第1号、「由布市税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認を求めることについては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の成長力の底上げなどの観点から、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第2号、「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認を求めることについては、総務省令の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第3号、「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認を求めることについては、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直す地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第30号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第31号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ2億3,535万7,000円を追加し、予算総額を181億4,099万1,000円とし、あわせて庄内公民館施設整備事業の継続費並びに各種事業に伴う地方債の補正をお願いするものでございます。

内容の主なものとしたしましては、石城コミュニティースペース「庵」開設に伴う地域総合整

備資金の貸付事業費や庄内公民館建設事業の工事費の増額、そして熊本・大分地震、台風16号などによる農業施設災害復旧事業の附帯工事費などを計上しております。

また、4月の人事異動に伴う給与費の組みかえと、第1回定例会で可決されました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置しております。

議案第32号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1,434万4,000円を追加し、予算総額を5億104万5,000円にお願いするものでございます。

主なものは、歳入では国庫補助金の減額と市債の増額で、歳出では工事請負費の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第12号について、代表監査委員より報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第12号について報告申し上げます。

報告第12号、例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成29年6月13日提出、由布市代表監査委員大塚裕生。

1ページから4ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月24日、3月29日、4月27日に実施いたしました。検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在 High と出納状況です。現金の在 High、出納関係諸表の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。なお、4月に実施した3月分の検査において、一般会計、特別会計の3月末日現在の歳出現計表に予算の執行率の低いものが幾つか見受けられました。また、3件の事業が——数字の3です。3件の事業が事故繰越になったところであります。委託料や工事請負費等の支払いが4月以降の出納整理期間に行われていることもあることなどから、この歳出現計表では、必ずしも実際の事業の進捗状況を把握できるものではありませんでした。これまで検査のたびに事業の進捗管理と予算の執行状況について注意を促してきたところであります。事業の進捗率が低いものについては、早い段階で予算の補正をするなどの措置が必要だと考えます。各課において事業の適切

な進捗管理を図るとともに、事業の進捗状況について、市全体でどこかの部署が統括的に管理し、指導できる内部牽制システムを導入するなどの対策を講じられ、適正な事業の執行を求めているのだと思います。

また、今回の報告案件には含まれておりませんが、5月24日に実施した例月出納検査時に、5月19日に発覚した出張旅費や委員報酬を二重払いした事務処理ミスについて、会計管理者より経緯の説明と謝罪がありました。4月の検査時にも事故繰越等の報告を受け、適切な事業の進捗管理を促したばかりであり、担当者間及び課内での確認の強化や別の部署による監察の実施などについて不適正な事務に対する有効なチェック体制を構築し、いま一度業務の有効性、効率性の向上を財務事務の信頼性の確保に努めていただきたいと思いますところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第6号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（奈須 千明君） 総務課長です。報告第6号について詳細説明をいたします。

報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成29年6月13日提出、由布市長。

次にページをお開きください。

このページには平成29年4月25日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。事故の概要、和解条件等につきましては、次のページをごらんください。

この事故の当事者は、記載のとおりでございます。事故の概要は、平成29年3月7日、午後11時30分ごろ、由布市庄内町五ヶ瀬541番地1由布市営ドリームタウン五ヶ瀬住宅駐車場において、甲の管理する駐輪場の風よけパネルが乙の所有する自動車の天井及びボンネットに落下し、この車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を9万9,057円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第7号及び報告第8号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（漆間 尚人君） 総合政策課長です。報告第7号並びに報告第8号の詳細説明をいたします。

まず、報告第7号です。報告第7号、平成28年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事

業の経営状況を説明する資料を次のとおり提出する。平成29年6月13日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

下にページを打っておりますので、ページに沿って説明を申し上げます。少し印刷が見にくいところがございますが、御了承いただきたいと思います。

まず、1ページ、平成29年5月12日の由布市土地開発公社理事会におきまして、平成28年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

4ページをお開きください。平成28年度由布市土地開発公社の事業報告書でございます。

平成28年度は、土地の取得及び処分等の業務はございませんでした。1に事業の概要を記載しておりますが、管理業務といたしまして、下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として79万1,933円、市道向原別府線用地取得借入金利息として3,600円を支払っております。また、下湯平若者定住化団地用地の貸付料として51万1,907円の収益がございました。

次に、5ページをお開きください。

平成28年度の財務諸表について御説明いたします。

まず、貸借対照表ですが、隣の6ページをごらんください。平成29年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を資産の部、負債の部、資本の部で、現在高を示したものでございます。資産合計並びに負債資本合計ともに1億858万1,876円となっております。

次に、7ページをごらんください。

損益計算書でございます。1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すものでございます。当期利益については、51万3,072円の純利益となっております。

次に、8ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きをあらわしたもので、現金及び現金同等物期末残高は1,017万8,736円となっております。その内訳は、少し飛びますが、12ページをごらんください。

普通預金の年度末残高は614万5,123円、同じく定期預金残高は403万3,613円となっております。

ページ戻っていただきまして、9ページをごらんください。

9ページは、販売費及び一般管理費で、人件費と一般経費9万4,386円の内訳を記載しております。

続いて、10ページですが、準備金計算書です。

前年度繰越準備金967万164円に当期純利益51万3,072円を加えた1,018万3,236円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により次期繰越準備金として処理をして

ございます。

次に、11ページです。

財産目録です。資産合計、1億858万1,876円から、起債合計8,539万8,640円を差し引いた2,318万3,236円が純資産ということになります。

以下、12ページ以降に現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、資産明細表、借入金明細表等を添付しております。

次に、29ページ、30ページですけれども、平成28年度中間監査並びに決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第8号の詳細説明を行います。

報告第8号、平成29年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。平成29年6月13日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

平成29年3月23日に由布市土地開発公社理事会において、平成29年度土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

1ページの平成29年度の事業計画についてでございますが、新規取得の計画はございません。公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息のみの計画となっております。

次に、2ページから予算となっております。

収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で106万1,000円、収益的支出は、一般管理費と支払い利息並びに予備費で106万1,000円を計上しております。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入については、短期借入金6,739万9,000円を計上しており、同支出では短期借入金返済金を同額計上しております。なお、平成29年度の借入金限度額は6,739万9,000円と定めております。

4ページから6ページまでは、予算の実施計画を記載しております。

次に、7ページ、8ページをごらんください。

平成29年度の資金計画ですが、総額ではほぼ前年度並みとなっております。

以下9ページに一般管理費の明細、10ページは予定貸借対照表、11ページは予定損益計算書、12ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第9号及び報告第10号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。初めに、報告第9号について御説明申し上げます。

平成28年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成29年6月13日提出、由布市長。

1枚めくっていただきまして、平成28年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成28年第3回定例会9月補正予算におきまして2件、第4回定例会12月補正予算におきまして3件、平成29年第1回定例会3月補正予算におきまして32件の繰越明許費をそれぞれ可決いただき、あわせまして37の事業について明許繰越を行いました。

右のページの合計欄にありますように、翌年度繰越額の合計額は22億9,181万1,000円となりました。繰り越し理由については、補正予算提案の際に説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

続きまして、報告第10号をお願いいたします。報告第10号、平成28年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。平成29年6月13日提出、由布市長。

裏面の平成28年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書をごらんください。

7款1項商工費において、平成28年度内に竣工を予定しておりました3つの事業につきまして、金鱗湖木橋改修事業については、資材の在庫不足による納入の遅延により、岳本公民館トイレ改修につきましては、用地手続事務処理の遅延、そして、由布院温泉観光案内版整備事業につきましては、サインデザイン関係協議の不調等の理由により、年度末までに工事を完了できなかったもので、繰越総額は1,547万3,000円となっております。

なお、年度内竣工ができなかったことで大分県からの事業費補助金交付決定通知に定める補助条件に抵触し、金額299万1,000円の補助金交付決定の取り消しを受けましたことから、翌年度に繰り越す財源は既収入特定財源に計上しております未来ふるさと基金からの繰入金271万7,000円と一般財源となっております。

以上、報告いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第11号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。報告11号について詳細説明を申し上げます。

報告第11号、平成28年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。平成29年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

平成28年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。平成28年第1回定例会、議案第18号、平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）で可決いただきました施設整備促進事業の繰越額1,836万7,000円が1,502万7,000円に、水道統合事業の繰越額1億1,646万1,000円が1億1,634万円に確定いたしましたので、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、報告第13号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（江藤 修一君） 消防長です。報告第13号について詳細説明をいたします。

報告第13号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成29年6月13日提出、由布市長。

次ページをお願いします。

専決処分書。平成29年5月11日付で専決処分を行いました。和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者は記載のとおりでございます。事故概要、平成28年12月1日午後4時45分ごろ、由布市挾間町向原442番地先の国道210号線において、甲の車両が前方不注意のため信号停車中の乙の車両後部に追突いたしました。和解条件、甲は乙に対し、過失割合100%分に当たる本件交通事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額64万7,534円と認めたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第1号及び承認第2号について、続けて詳細説明を求めます。税務課参事。

○税務課参事（秦 正次郎君） 税務課参事の秦です。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第1号について、詳細説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることによつて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例の一部改正をする条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規

定により、これを報告し、承認を求める。平成29年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成29年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

新旧対照表をお願いいたします。説明中、条文が前後いたしますが、お許しをいただきたいと思います。

第32条及び附則第5条は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございます。

第33条及び第34条の9は、上場株式等の譲渡所得等によって、申告書に記載された事項によって課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

第48条及び50条は、法人市民税の延滞金の計算基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

第61条の8は、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する課税の標準の特例を新設するものです。

第61条の2及び附則第10条の2は、家庭的保育事業等に係る固定資産を自治体の自主的判断に基づき、課税標準の特例措置を条例で決定できるわがまち特例の割合を定める改正でございます。

第63条の2は、居住用高層建築物に係る課税の計算方法について、実際の取引価格の傾向を踏まえ、按分方法に見直されたことによる改正でございます。

第63条の3及び第74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地特別の適用を震災発生後4年度分とする規定の整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限が3年間延長されることになりましたので、それに伴う改正でございます。

附則第10条の3は、既存住宅のうち、耐震改修等が行われ、長期優良住宅等に該当する家屋について特例措置を受けるための申告書について規定の整備でございます。

附則第16条の2は、一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に応じて課税率を軽減するグリーン化特例の2年延長及び賦課金徴収の特例を新設でございます。

附則第16条の3及び附則第20条の2は、上場株式等の配当所得について、申告書に記載された事項によって課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が3年間延長されることになりましたので、それに伴う改正でございます。

附則20条の3は、条約適用、配当等にかかわる所得について、申告書に記載された事項によ

って課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

内容の説明は以上ですが、なお、附則執行期日及び経過措置等の記載していますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号について詳細説明させていただきます。

承認第2号の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部改正をする条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。平成29年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書です。平成29年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について説明申し上げます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。この一部改正については、平成29年総務省令第28号により改正するものでございます。

第2条は、産業振興施策促進区域における山村振興法に基づく施設を設置する事業者に対する課税特例の対象となる期間を2年延長する改正でございます。

第3条は、過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法に規定する施設を設置する事業者に対する課税免除の対象となる期間を2年延長する改正となっております。

第4条は、企業立地促進法に基づく施設を設置する業者に対する課税免除の対象となる期間を1年延長とする改正となっております。施行期限は平成29年4月1日からとなっていますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第3号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。承認第3号について詳細説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。平成29年6月13日提出、由布市長。

次のページをごらんください。

このページには、平成29年3月31日で行いました専決処分書を添付しております。

それでは、今回の改正内容について御説明させていただきます。

次のページの由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をごらんください。

今回の改正は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減対象となる軽減判定所得の算定基準についての見直しを行っております。

第22条第2号につきましては、5割軽減世帯の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におい

て、被保険者の数に乗すべき金額を現行 26 万 5,000 円から 27 万円に同条第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行 48 万円から 49 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日となっております。

次のページに新旧対照表を添付しております。下に線を引いている部分がそれぞれの改正部分でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第 30 号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（馬見塚量治君） 子育て支援課長です。議案第 30 号の詳細説明をいたします。

議案第 30 号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成 29 年 6 月 13 日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。

今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正や保育の担い手確保に向けた対応措置のために厚生労働省が定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものです。建築基準法施行令の改正では、特別避難階段の構造の改正が行われたことから、これを引用しておりました第 30 条と第 45 条の 4 回以上の階の避難用の施設の基準を改正するものです。保育の担い手確保としては、第 31 条、第 33 条、第 46 条、第 49 条において保育士の数の算定に当たって保育士として見なす者として准看護師を追加するものです。

また、当分の間の措置として、附則の 6 項から 9 項には保育士にかえて配置できる者の規定を定めてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第 31 号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（一尾 和史君） 財政課長です。議案第 31 号、平成 29 年度由布市一般会計補正予算について、予算書に沿って詳細に説明をさせていただきます。

表紙をお開きください。

議案第 31 号、平成 29 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）、平成 29 年度由布市の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,535 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181 億 4,099 万 1,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表

歳入歳出予算補正による。第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。第3条地方債の追加、廃止及び変更は、第3表地方債補正による。平成29年6月13日提出、由布市長。

では、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。3ページの歳出合計まで、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

4ページをお開きください。

第2表継続費補正です。庄内公民館施設整備事業として、当初予算におきまして、事業費4億1,596万5,000円の継続費を可決いただきましたが、事業内容の精査、また検討委員会を重ねる中で、事業費の変更が生じましたことから、総額を7億1,166万5,000円とし、年割額について平成29年度を4億2,699万9,000円に、30年度を2億8,466万6,000円とする補正をお願いするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。地域総合整備資金貸付事業等2件の追加、市道石武2号線改良事業1件の廃止となっております。廃止については、当初予算での路線名の誤りによるもので、上段同額で市道山崎荒木線改良事業の追加をお願いしているものです。

右側、6ページは変更分です。事業費の増減や財源の入れかえに伴い、観光情報発信拠点整備事業等7件の変更をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

補正予算、事項別明細書です。10ページからの歳入につきまして、特定財源として歳出科目に充てられているものは、歳出のところで説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

中ほど、19款1項1目繰入金2節基金繰入金、財政調整基金は、本補正予算の財源不足分を繰り入れしております。

次、14ページからの歳出にまいります。先ほど市長からもありましたが、補正予算書中の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組みかえによるもの、そして、第1回定例会で可決をいただきました職員給与の特例に関する条例及び給与に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分などを措置しております。各項目での給与管理費の説明を省略させていただきますが、巻末、50ページから給与費の明細がございますので、御参照ください。

では、19ページをお願いいたします。

中段、2款1項総務管理費、5目財産管理費の1、挟間庁舎等管理事業につきましては、庁舎3階にあります火災報知受信機を振興局がある2階へ移設するための工事請負費を計上しております。

次に、２湯布院庁舎等管理事業の電気料水道料負担金につきましては、市へ移管されました由布院駅トイレの維持費です。

その下、３入会地分収交付金事業、地元交付金につきましては、入会地に係る貸し付け及び間伐木処分や立ち木補償の収入に伴う地元への交付金で、６団体へ交付をいたします。

下段６目企画費の２１節貸付金ですが、石城コミュニティースペース「庵」の施設建設に伴う貸付金で、財源は転貸債であります地域総合整備資金貸付事業債を充当しております。

２１ページをお願いいたします。

上段、１３目人権同和对策費、人権啓発推進事業の報償費は、川上集会所の各種教室開催時の講師謝金で、同額の受講料を充てております。

２３ページをお願いいたします。

中段、２款５項統計調査費、２目指定統計費、経済センサス活動調査事業は、調査区管理費として県の委託金が入るものです。

２９ページをお願いいたします。

上段、３款２項２目子育て支援費、１児童健全育成事業の委託料ですが、放課後児童健全育成事業を行うクラブにおいて、障がい児の受け入れに伴い、推進費が加算されることによるもので、国・県から３分の１ずつの交付金、補助金を充当しております。

その下、２病児・病後児保育事業の子ども・子育て支援整備交付金は、当事業のための施設整備に係るものですが、当初予算に計上しております工事請負分に加え、今回設計費分を計上しております。なお、本件についても国・県から３分の１ずつの交付金を充当しております。

中段、３款３項１目生活保護総務費、１生活保護業務支援事業ですが、人事異動に伴い、新たに職員が社会福祉主事の資格を取得するため、講座受講旅費と受講料を計上しております。

続きまして、３３ページをお願いいたします。

中段、６款１項３目農業振興費、１園芸産地整備事業の由布ブランド農業推進支援事業費補助金は、ブランド化を目指す法人が行う作付面積拡大に伴う事業費について補助を行うものです。

その下、２農村交流施設維持管理事業につきましては、指定管理しておりました陣屋の村の施設維持に最低限必要な経費を計上しております。

次の３就農支援事業、新規就農者支援事業費補助金は親もとで収納する受給予定者の２名の増によるものです。２分の１の県補助金を充当しております。

下段、５目農地費、農業用施設用地整備事業の測量調査委託料は、挾間町朴木地区における農業体質強化基盤整備促進事業費で１０％の地元負担金、６５％の国県補助金を充当しております。

３５ページをお開きください。

下段、７款１項３目観光費、１観光基盤整備事業の財源組みかえにつきまして、ＴＩＣ建設に

係る国庫補助金の内示額の減額に伴い、地方債、これ合併特例債ですが、充当しております。

その下、２震災復興事業に充当している財源６万６,０００円は、２９年度に受け入れました災害支援金です。

３７ページをお願いいたします。

下段、８款２項２目道路新設改良費、道路改良事業、社会資本整備事業の委託料は、筒口線橋梁改良の積算業務です。工事請負費の減額は、財源内訳にございますが、国庫補助額の内示に伴うものです。

続きまして、３９ページをお願いいたします。

中段、９款１項３目災害対策費、災害対策環境整備事業ですが、庁舎を含め、湯布院庁内に９カ所ある防災行政無線固定局の再免許申請に係る委託料です。

続きまして、４１ページをお願いします。

上から、１０款１項３目教育指導費、１学校子ども支援センター事業の教育相談員賃金は、現在雇用しておりますスクールソーシャルワーカーが県費補助対象となりましたことから、単価の改定と県補助金の充当を行うものです。

その下、２健康管理事業につきましては、本年度より市内小学校のうち、モデル６校で行いますフッ化物洗口に伴う薬液配送料や業務委託経費、そして保管用の冷蔵庫の購入費を計上しております。

次に、２項小学校費、１目学校総務費の小学校特別支援員活用事業につきましては、石城小学校の複式学級解消のため、県教諭の配置が決まりましたことから、当初に計上しておりました臨時講師１名分を減額するものです。

下段、３項中学校費、１目学校総務費、中学校特別支援員活用事業につきましては、湯布院中学校でクラスが１減となり、県教諭の配員が減となりましたことから、１名の加配をお願いするものであります。

次に、４３ページをお願いいたします。

４項幼稚園費、１目幼稚園総務費につきましては、石城幼稚園で園児数の増により、クラス数が１増となりましたことから、臨時講師１名の加配をお願いするものであります。

下段、６項社会教育費、１目社会教育総務費の１社会教育活動推進事業につきましては、市立図書館が文部科学大臣表彰を受けましたことに伴う授賞式出席のための特別旅費、そして、自治公民館６館への新築１件、改修３件、修繕２件に伴う整備補助金を計上しております。

４５ページをお願いいたします。

２目公民館費、１中央公民館事業の修繕料ですが、川西公民館火災警報装置の修理費です。

次の２社会教育施設整備事業の報償費は湯布院複合施設建設検討委員さんの分でございます。

15名です。工事請負費1億7,742万円は、先ほど継続費の補正で説明をいたしましたが、庄内公民館建設費の平成29年度事業費分として増額をお願いするものです。財源は過疎債の充当を見込んでおります。

47ページをお願いいたします。

下段、7項保健体育費、2目体育施設費です。1B&G海洋センター施設管理事業の備品購入につきましては、挟間温水プールの摩耗したロープの購入でございます。修繕料は、次の2スポーツセンター施設管理事業のそれとともに対応を要する備品や施設の修理費用です。

一番下、3スポーツ施設整備事業の工事請負費は、スポーツセンター天井の雨漏り改修でございます。

49ページをお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費ですが、熊本・大分地震や台風16号などによる平成28年度災害の農業用施設災害復旧事業において生じる附帯工事費についてお願いするものです。分担金を充当しております。

最後に、2項1目公共土木施設災害復旧費の工事負担金は、JR施工災害復旧工事の負担金について、平成29年度基本協定書に基づき増額をお願いするものです。

なお、別冊の補正予算の概要書の中で、工事、あるいは委託料、特定財源の内訳の詳細を掲載しておりますので、参考資料としてごらんいただければ幸いに存じます。

以上で御報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第32号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。議案第32号について詳細説明を申し上げます。

議案第32号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成29年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,434万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億104万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成29年6月13日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書にて御説明をいたします。

まず、9、10ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。1款1項3目の建設改良費、区分1施設整備促進事業、工事請負費1,434万4,000円の増額補正につきましては、県道庄内久住線改良工事に伴います配水

管の新設によるものでございます。

次に、7、8ページにお戻りください。

歳入でございます。3款1項1目簡易水道事業補助金208万5,000円の減額補正につきましては、これは、国庫補助金の内示によるものでございます。

次に、5款2項1目基金繰入金2万9,000円につきましては、歳入の不足分を繰り入れするものでございます。

次に、8款1項1目簡易水道事業債1,640万円の増額補正につきましては、これは国庫補助金の減額及び工事請負費の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（溝口 泰章君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は6月15日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、明日の正午まででございます。議案質疑に係る発言通告書の締め切りは15日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分散会
